

平成 28 年(2016 年) 2 月 24 日
 政策会議資料
 福祉保健部地域福祉室福祉総務課

第 3 次吹田市地域福祉計画の策定について

1 計画の位置付け

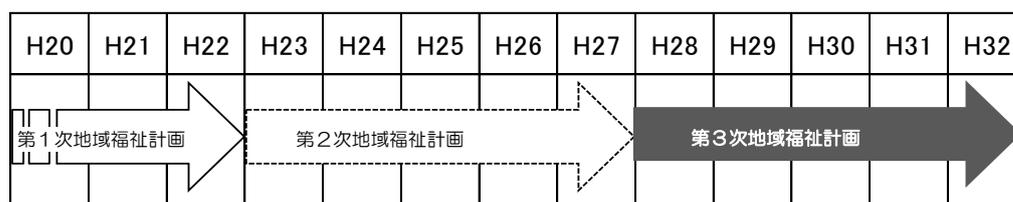
「地域福祉計画」は、社会福祉法の第 107 条に規定されている市の行政計画であり、地域福祉の推進を目的として策定するものです。同法第 107 条の規定では、地域福祉計画には、以下の 3 項目を盛り込むこととされています。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 22 年度(2010 年度)に「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を制定しており、その基本理念及び第 8 条に沿って計画の策定及び推進をしていきます。

2 計画期間

第 3 次地域福祉計画の計画期間は、平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 5 か年となっています。



3 計画の策定体制及び取組の経過

本計画策定に当たって、学識経験者 2 名、関係団体の代表者 7 名、関係行政機関の職員 2 名、公募市民 4 名を委員とする「吹田市地域福祉計画推進委員会」に諮問し、平成 26 年度(2014 年度)及び平成 27 年度(2015 年度)に同委員会を 9 回、策定部会を 7 回開催し、議論を進めてきました。この間、庁内各関係部署の室課長級職員で構成する「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」においても 2 回審議しました。

4 計画の構成

吹田市地域福祉計画(案)は、下記に示すとおり6つの章で構成しています。第1章から第3章までには計画の位置付け及び市内の地域福祉活動の状況、実態調査結果等、並びに施策体系について記載しています。第4章及び第5章では具体的な施策について、第6章では計画の推進体制について記載しています。

【計画の構成】

- 第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって
- 第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題
- 第3章 地域福祉計画の基本方向
- 第4章 重点施策
- 第5章 基本的な施策
- 第6章 地域福祉計画の推進に向けて

5 施策体系(別紙1のとおり)

第3次吹田市地域福祉計画では、目標に向けて取り組むうえでの施策の柱を5つ定め、それぞれの施策の柱に対する27の具体的な施策を「重点施策」と「基本的な施策」として示しています。

重点施策については、第3次計画の期間において、施策を具体化し、進捗管理をより丁寧に行いながら取組を進めていきます。

重点施策以外の地域福祉に関する事項については、基本的な施策と位置付け、従来通り取組を継続するものであり、それぞれの施策の位置づけを再確認しながら体系的にまとめています。

「施策の柱4 福祉・保健・医療制度の充実」及び「施策の柱5 地域福祉に関連する施策の推進」につきましては、他の個別計画や事業計画等において具体的な取り組み方が定められていますが、これらの施策についても地域福祉の推進に深く関わるものとして、施策体系に含めることで、連携しながら地域福祉を推進しようとしています。

6 計画の進捗管理

吹田市地域福祉計画推進委員会を定期的を開催し、計画の取組状況等について意見聴取を行います。

計画に関する施策等の調整、施策の方向性の確認修正を行うため、庁内の各部局の室課長級で組織する庁内推進委員会を開催し、計画の進捗管理及び推進を行います。

7 パブリックコメントの結果

(1)実施期間

平成27年(2015年)12月22日(火)～平成28年(2016年)1月21日(木)

(2)意見提出件数

3通(3件)

(3)主な意見

別紙2のとおり

8 計画策定等のスケジュールについて

平成26年6月27日	吹田市地域福祉計画推進委員会への諮問
平成26年6月～	吹田市民の地域福祉に関する実態調査調査項目についての検討
平成26年10月31日～12月1日	吹田市民の地域福祉に関する実態調査の実施
平成26年11月～	第3次地域福祉計画素案の検討
平成27年2月～	実態調査結果の分析
平成27年12月22日～平成28年1月21日	パブリックコメントの実施
平成28年2月19日	吹田市地域福祉推進委員会からの答申
平成28年2月24日	政策会議
平成28年3月	策定予定